

市民的統治の仕組み - 協同組合制度を素材として -

【研究会趣旨】

現在、研究所は「共同体と協同労働」「社会運動としての協同組合」「持続可能な社会」の3つのテーマを推進しています。この3テーマを推進する前提として、そもそも市民自身が組織をつくり、意志決定し、統治することそのものを問う視点が必要であると考えています。市民が主体となる経済や社会のあり方については、3月21日に開催する「コモンズの再創造における連帯経済の役割」（中野佳裕氏報告）の主眼になりますが、それを受けて具体的な事業・運動を行ってきた協同組合が市民的統治の仕組みにおいて、どのような意味を持つものかを深めることが必要だと考えています。

市民的統治を具現化するためのテーマとして「一人一票（民主主義）等の組合員規定と意志決定」「認可制と準則制」「無限責任と有限責任」等があります。例えば意思決定の視点でいえば、普通選挙制度がない状況下で、協同組合は男女の区別のない「一人一票」をもとに、市民（労働者・女性等）が協同組合をつくり、事業・運動を行い、「民主主義の学校」として協同組合を運営してきました。しかし現在は国家が協同組合を管理・統率する動きとともに、投資組合員制度など、一人一票の原則が崩れることや、認可主義のもと、協同組合は国からお墨付きをもらっているのも、そのままでもいいという意見もあります。協同組合制度の先駆けであるプロイセン協同組合法ができて今年で150年になりますが、時代において制度、法律が変わるなかで、協同組合の団体法は、また生成過程なのかもしれません。

本研究会を通じて協同組合制度がどのような歴史をたどって来たのかを学びながら、現代の協同組合制度や運動が、市民的経済の担い手になるために必要なことを深めて行きたいと思えます。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

【開催概要】

日時:2017年3月25日(土) 13:30~16:30

場所:日本労協連 8階 B・C 会議室(※協同総研事務所の上の階です)

(住所:東京都豊島区東池袋 1-44-3 池袋ISPタマビル7F)

資料代:1,000円(会員、学生、障がい者は500円)

報告者:島村 博 さん(協同総研 主任研究員)

テーマ「市民的統治の仕組み-協同組合制度を素材にして-」

報告内容の主要テーマ

(1) はじめに

ことは、ドイツ協同組合法、フランス協同組合法 制定 150 周年
市民的統治の仕組は生成途上で未だ完成しているわけではない

(2) プロイセンにおける協同組合の法制化運動

営業の自由の時代 英・仏・ドイツ、三タイプ
粗野な労働市場に対する革命的反乱、挫折(1848 / 1871)
産業資本主義の成熟—労働組合、労働者生産協同組合とビスマルク政府
協同組合の法認、二つの道 法人格の授与 (認可)か、準則か
ギールケの法人「实在」説

立法者は社会的实在を創り出せるわけではない

立法者の使命 法人法の任意の考案は許されず、实在の原理を規範化すること

(3) 協同組合という社会的組織の統治の仕組

女性の参政権を含む普通選挙制度に先駆ける協同組合 意思決定、牽制の仕組 共治
事業目的 営利に換え共益 / 社会的経済、連帯経済
延命するマイスター制度に対する対抗物として組合員教育・研修

(4) マルクス主義者らの社会的意義づけ 未来社会の先取り

『フランスにおける内乱』・『ゴータ綱領批判』

(5) 労働者協同組合という制度の射程

人々の社会的編成化の様式として理解すると何が見えてくるか

【会場地図】



【参加申込】

3月21日(火)までにメール等で
当研究所にご連絡をいただければと
思います。

【連絡先】

一般社団法人 協同総合研究所
〒170-0013
東京都豊島区東池袋 1-44-3
池袋 I S P タマビル 7 階
Tel: 03-6907-8033 Fax: 03-6907-8034
Mail: kyodoken@jicr.org 担当: 岩城